

平成 25 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 マ ガ シ ー ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 上 直 也
(コ ー ド 番 号 3 0 6 0)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 田 中 宏 樹
T E L 0 3 - 5 2 1 2 - 5 2 9 6

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 29 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 25 年 5 月 29 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 当社定款の一部変更等の内容②」において定義いたします。以下同じです。）の取得について、本日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議したところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の開設する市場であるマザーズ市場（以下「マザーズ市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 25 年 7 月 16 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 7 月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をマザーズ市場において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 25 年 7 月 19 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様をもって、その保有する全部取得条項付普通株式の全部を、平成 25 年 7 月 22 日を取得日（下記「II. 2. (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日」において定義いたします。以下同じです。）として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式（下記「I. 当社定款の一部変更等の内容①」において定義いたします。）を 5,297 分の 1 株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 25 年 5 月 29 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

① 当社定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定

義するものをいいます。以下同じです。)といたします。

② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を5,297分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を5,297分の1株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」といいます。)及び伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

II. 当社定款の一部変更等に係る各議案の承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更(上記①)及び全部取得条項に係る定款一部変更(上記②)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本非公開化手続のうち①の種類株式発行に係る定款一部変更は、本定時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本非公開化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更は、本定時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本定時株主総会第1号議案に係る定款一部変更の内容は、平成25年5月29日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件(A)」)」に記載のとおりであり、また、本定時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件(B)」)」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本非公開化手続のうち①の種類株式発行に係る定款一部変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

また、本非公開化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成25年7月22日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得(上記③)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本非公開化手続のうち③は、その他の必要事項の決定を当社取締役会にご一任いただくことを含めて本定時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成25年5月29日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第171条第1項並びに本非公開化手続のうち①及び②による変更後の当社定款に基づき、取得日において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を5,297分の1株の割合をもって交付するものであります。なお、NTTドコモ及び伊藤忠商事以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本非公開化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力が発生することを条件として、平成25年7月22日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日をもって、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を5,297分の1株の割合をもって交付いたします。

上記の株主様への交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、NTTドコモにA種種類株式を売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られる場合には、全部取得条項付普通株主の皆様が従前所有していた当社株式の数に135,000円（NTTドコモが平成25年1月31日から平成25年3月14日までの間に当社普通株式等に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

III. 上場廃止の予定について

上記の各議案の承認可決の結果、当社普通株式は、マザーズ市場の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成25年7月16日までの間、整理銘柄に指定された後、平成25年7月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をマザーズ市場において取引することはできません。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本非公開化手続の①）の効力発生日	平成25年6月20日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成25年6月20日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成25年7月2日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成25年7月16日（火）
当社普通株式の上場廃止日	平成25年7月17日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成25年7月19日（金）
全部取得条項に係る定款一部変更（本非公開化手続の②）の効力発生日	平成25年7月22日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本非公開化手続の③）の効力発生日	平成25年7月22日（月）

以 上